

○国土交通省告示第千三百五十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

二 建 築 物 の 外 部									一 地 盤 及 敷 地							
(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)			
外壁				土台(木造に限る。)					基礎		擁壁		塀	敷地	地盤	(イ)点検項目
躯体等																
況及壁リ骨ト鉄 び軀ト鉄筋 損体造コ 傷の造コ の劣のン 状化外ク 状化外鉄	び軀鉄 損体骨 傷の造 の劣の 状化外 況及壁 び軀損 傷の外 状化外 況及壁	傷の造ト補 の劣の外強 状化外ブ 況及壁ロ び軀ンク 損傷のク 状化外リ	び軀組 損体積 傷の造 の劣の 状化外 況及壁	損体木 傷の造 の劣の 状化外 況及壁 び軀	び土 損台 傷の劣 の状化 況及	の土 状台 況の沈 下等	び基 損礎 傷の劣 の状化 況及	の基 状礎 況の沈 下等	保バ擁 全イ壁 のプの 状の水 況維 持	び擁 損壁 傷の劣 の状化 況及	の劣ク 状化リ 況及の び塀ト 損等ブ 傷のク	の敷地 状内 況の排 水	斜よ地 等の盤 状の不 況陸沈 傾下等 に			
る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を	診等 により 確認す る。	目視及 び手の 届く範 囲を打 つ。	目視及 び建具 の開閉 具合を 確認す る。	目視に より確 認する。	等。目 視及び 建具の 開閉具 合を 確認す る。	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を	確認す る。目 視、下 げ振り 等によ り	目視に より確 認する。	目視に より確 認する。	(ロ)点検方法		
割れ、 欠損等 がある こと。	鋼材に 著しい さび、 腐食 がある こと。	目地モ ルタル に著し い欠 落があ ること 又は 積みに 変位等 がある こと。	れんが 、石等 に割れ 、ず れがあ ること	び又は 腐食等 がある こと。	木材に 著しい 腐朽、 損傷 がある こと。	若しくは 虫害が あるこ と。	木材に 著しい 腐朽、 損傷 がある こと。	土台に たわみ 、傾斜 等があ ること	礎石に ずれが あるこ と又は 露出若 しくは 著しい ひび割 れ、欠 損等有 ること	水抜き パイプ に詰まり がある こと。	著しい 傾斜若 しくは ひび割 れがあ ること 又は 土砂が 流出し てい ること	排水管 の詰まり による 汚水 の溢れ 等によ り衛生 上問題 がある こと。	建築物 周辺に 陥没が あ り、安 全性を 著しく 損ね ている こと。	(ハ)判定基準		

三層上根及び								(十)
(二)	(一)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	
屋上回り(屋上面を除く。)	屋上面							外装仕上げ等
		外壁に緊結された外板、空調室外機等	窓サッシ等	サッシ及び損傷の劣化状況	コンクリート(壁を含む)の劣化状況	金属系パネル(金属系壁の損傷を含む)の劣化状況	乾式工法の劣化	タイル、乾式石貼等の劣化、剥離、損傷
劣化状況及び損傷の劣化	屋上面の劣化	支持部分の劣化	機器本体の劣化	サッシ等損傷の劣化	コンクリート(壁を含む)の劣化	金属系パネルの劣化	乾式工法の劣化	タイル、乾式石貼等の劣化、剥離、損傷
目視及び打診等により確認する。	目視により確認する。	必要に応じて、目視により確認する。	必要に応じて、目視により確認する。	必要に応じて、目視により確認する。	必要に応じて、目視により確認する。	必要に応じて、目視により確認する。	必要に応じて、目視により確認する。	目視、打診等により確認する。
モルタル等が剥離していること。	歩行上危険なひび割れがあること。	支持部分に緊結不良があること。	機器本体に著しいさび、腐食があること。	サッシ等の腐食により変形していること。	さび、欠損等があること。	パネル面又は取合い部が著しいさび等により変形していること。	ひび割れ、欠損等があること。	外壁タイル等に剥離等があること。ひび割れ、浮き等があること。

(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
のこシ防 にれヤ火 限らッ設 るにタ備 る。類ー(防 すそ火戸 るも他、		天井				床			
		分面の必燃又難 す室仕要材は燃 る内上と料準材 部にげすを不	に成区床火又構床築しこ物耐 限す画(構は造、物なとと火 るるを防造準の耐いをす建 。床構火の耐床火の建要る築			躯体等	に成区壁火又構壁築しこ物耐 限す画(構は造、物なとと火 るるを防造準の耐いをす建 。壁構火の耐壁火の建要る築		
状鎖防 況又火 は設 作備 動の閉	状化本 況及体 びと 損粹 傷の劣	傷の部室 の劣分 状化の 況及仕 び上す 損げる	び部 損材 傷の劣 状化 況及	び躯体骨 損体ト鉄 傷のト筋 の劣造コ 状化のン 況及床ク鉄	損体鉄 傷の劣 状化の 況及床 び躯体	傷の木 の劣造 状化の 況及床 び躯体	損覆鉄 傷の劣 状化耐 況及火 び被	び部 損材 傷の劣 状化 況及	傷のの の劣部室 状化分内 況及のに び躯体面 損体す壁
で記る実る閉各 足録場施。鎖階 りに合した又の る。よにたは主 りあ点し、要 確っ検の、な 認ては三動防 すは記年を火 る、録以確設 と当が内認備 該あにすの	目視により確認する。	る又使必 。打は用 診テしに 等ス目 に によりハン マ り 確認 す よ	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	点検口等から目視により確認する。	目視により確認する。	る使必 。用要 目視に て により 眼鏡 等 す
動防火 しな設 い備 こと。閉 鎖又 は作	傷防防 が火火 ある設 こと。区 変画 形に け設 ら は 損	あるの こと。上 。劣に 若化に し若浮 はく、 剥はた 落損わ 等傷み がが等 仕	又各部 は材材 破損又 がある こと。接 合部 に穴	るひ露コ こと。び出 割又クリ れは著ト 欠し面 損い白に 等が華鉄 が華筋	食鋼材 等材に 著しい さび、 腐	るしこ傷木 こと。い若材 。さ又はは びはく著 。緊はし 腐結虫 食金害腐 等物朽 がが あ著る損	るより耐 こと。鉄火 骨被覆 が剥が 露出れ して等 いに	又各部 は材材 破損又 がある こと。接 合部 に穴	るひ露コ こと。び出 割又クリ れは著ト 欠し面 損い白に 等が華鉄 が華筋

その他					五等避難施設									
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十八)	(十七)	(十六)		
避雷設備				造特殊な構	等排煙設備		階段		避難上有効なバル		石綿等を添加した建築材料	照明器具、懸垂物		
		免震構造の免震層及び免震装置の設置		膜構造の取付	防煙壁	特別避難	階段							
況及導避 び線雷 損等針 傷の劣避 状化雷	動上の 部構造 の可	限に置状化免 るあが況及震 る可(び損置 場視免損傷の 合状震傷の劣 に態装の劣	状 膜 況 張 力 張 及 力 び け	び部膜 損材体 傷の及 の劣び 状化取 況及付	況及防 び煙 損壁 傷の劣 状化	窓こ向付 のとか室 状がつつ 況でて外 開 気 に	状化階 況及段 各 部 損 傷 の劣	状作避 況難 器 具 保 の操	状化手 況及す び 損 傷 の劣	損置る封 傷の飛じ の劣散込 状化防め 況及止に 又 び 措 よは	の吹劣付 化けの石 状綿 況等	況防垂照 止物明 対等器 策の具 の落、 状下懸		
る使必 。用要 しに 目 視 に て よ り 眼 鏡 等 を	るよにた 。あ点し 。確つ検 認の三 すは記年 る、録以 こ当が内 と該あに で記る実 録場に り合した りあ点し 確つ検、 認の三 すは記年 録以 該あに で記る実 録場に り合した	よりあ 。確つ 認の三 すは記 録以 該あに で記る 実録 場に り合 した	で記る実 録場に り合した りあ点 し確 つ検、 認の三 すは記 録以 該あに で記る 実録 場に り合 した	使。用要 しに 目 視 に て よ り 眼 鏡 等 を	目視により確認する。	目視及び 作動により 確認	目視により 確認する。	目視及び 作動により 確認	目視及び 打診等により 確認	る使必 。用要 しに 目 視 に て よ り 眼 鏡 等 を	る。三年 。況調 査の結 果を確 認した 劣化	る。又 は触診 により 確認す る	必要に 応じて 双眼鏡 等をし る	
断腐避 し食雷 。破針 損又 若は し避 雷 導 線 破 が	て支上 障部 が構 ある造 。状の 態水 と平 な移 動に	腐鋼材 食部分 がある 。著しい さび、	力が低 下して いること。	膜張力 が低下 している こと。	変形等 がある こと。 破損、	外気が 向かって 開閉し ないこと。 窓が開 閉し	歩行上 の支障 がある 。腐食 等及び	が使用 できない こと。	著しい さび又は 腐食が	る等 。の劣 化材 又は 損傷 が剥 落	行以等 わ内が れに劣 化事 況調 査三 年	表面の 毛羽立 ち、織 維	み、著 し、変 形等 がある こと。	照明器 具又は 懸垂物 に緩

